

航空法関係手数料令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○航空法関係手数料令（平成九年政令第二百八十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表第三（第三条関係）

別表第三（第三条関係）

納付しなければならない者	区 分	手数料の額
一・二（略）	（略）	（略）
三 国土交通大臣が行う法第三十一条第一項の航空身体検査証明を申請する者	（略）	（略）
四 法第三十三条第一項の航空英語能力証明を申請する者	学科試験を受けようとする場合 実地試験を受けようとする場合 法第三十三条第三項において準用する法第二十九条第四項の規定により国土交通大臣が試験の全部を行わない場合	二万二千六百円 二万九千八百円 千五百五十円
五（略）	（略）	（略）
六（略）	（略）	（略）
七（略）	（略）	（略）

納付しなければならない者	区 分	手数料の額
一・二（略）	（略）	（略）
三 国土交通大臣が行う法第三十一条第一項の航空身体検査証明を申請する者	（略）	（略）
四（略）	（略）	（略）
五（略）	（略）	（略）
六（略）	（略）	（略）